（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第二条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　（略） 二　投薬期間に上限が設けられている医薬品 ㈠　（略） イ・ロ　（略） ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。） ソバルディ錠四〇〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、ノビコールカプセル二・五㎎、エクリラ四〇〇㎍ジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）、ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、エクメット配合錠ＨＤ、エクメット配合錠ＬＤ、ゲンボイヤ配合錠、エピデュオゲル、ミカトリオ配合錠、ミケルナ配合点眼液、プレジコビックス配合錠、デシコビ配合錠ＨＴ、デシコビ配合錠ＬＴ、ヤーズフレックス配合錠及びコムクロシャンプー〇・〇五％ ㈡・㈢　（略） 別表第5 第1部・第2部　（略） 第3部　追補（2） 注射薬 品名　規格単位 ㊒　塩酸パンコマイシン点滴静注用0.5ｇ「ＴＸ」　0.5ｇ1瓶	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　（略） 二　投薬期間に上限が設けられている医薬品 ㈠　（略） イ・ロ　（略） ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。） ソバルディ錠四〇〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、ノビコールカプセル二・五㎎、エクリラ四〇〇㎍ジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）、ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、エクメット配合錠ＨＤ、エクメット配合錠ＬＤ、ゲンボイヤ配合錠、エピデュオゲル、ミカトリオ配合錠、ミケルナ配合点眼液、プレジコビックス配合錠、デシコビ配合錠ＨＴ、デシコビ配合錠ＬＴ及びヤーズフレックス配合錠 ㈡・㈢　（略） 別表第5 第1部・第2部　（略） （新設）

○厚生労働省告示第百九十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年五月二十四日から適用する。

平成二十九年五月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。